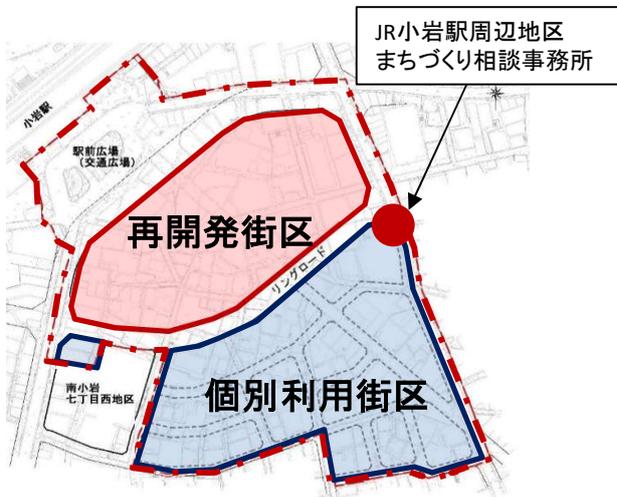




このニュースは、JR小岩駅周辺地区まちづくりについて地区のみなさんに広くお知らせをするため、南小岩七丁目20番から23番、24番の一部、25番の一部、26番の一部、27番から30番、31番北側地区に配付しています。

土地区画整理事業の事業計画決定に向けて協議中

南小岩七丁目地区は現在、土地区画整理事業の**事業計画決定（事業認可）**に向けて、関係機関と協議を進めております。



事業認可手続きの前には、地区の皆様方に**事業説明会**及び**事業計画案の縦覧**を実施させていただく予定です。

詳しい日時等は決まり次第、改めてお知らせいたします。



南小岩七丁目土地区画整理事業区域約4.9ha
※事業認可予定範囲です

※事業認可とは・・・

施行地区、設計の概要、施行期間、資金計画などを定めた事業計画を東京都知事から認可してもらうことです。

事業認可されると事業が本格的にスタートします。

※縦覧とは・・・

ここでは事業計画内容を閲覧することを言い、縦覧期間は2週間です。



ご不明な点がございましたら、JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所（南小岩7-28-11）へお越しいただくか、裏面のお問い合わせ先までご連絡ください。

【予告】令和元年度個別相談会の開催について

土地区画整理事業区域内に土地または建物の権利をお持ちの方を対象に個別相談会を開催いたします。今回はご意向や権利の申告について再度ご説明させていただきます。その他事業に関するご不明点やご意見等ございましたらこの機会にお申し付けください。

【期間】 令和2年2月25日（火）から令和2年3月12日（木）
（月～金）午前9時から午後8時まで（最終受付午後7時）
（土・日）午前9時から午後6時まで（最終受付午後5時）
※権利者の皆様には別途案内を郵送させていただきます。



生活再建方法はお決まりでしょうか

事業計画決定（事業認可）されると、生活再建方法【区画整理（個別利用、小規模共同化）または再開発（駅前共同ビル、金銭化）】について、施行者である江戸川区に『**申し出**』をしていただきます。

※現在、江戸川区では事業の実施に向けた具体的な検討や設計に反映することを目的とし、皆様方のご意向を伺っています。



借地権等の申告について

権利の申告について権利者の皆様方をお願いをしているところですが、お手続きは進んでいますか。

特に**借地権の申告**については対象者が多くいらっしゃいます。

今一度、お送りいたしました「申告等のお願い」をご確認いただき、対象の方は申告の準備をお願いいたします。



お問い合わせ先

江戸川区都市開発部市街地開発課事業係（JR小岩駅周辺地区まちづくり相談事務所）

【電話】03-5694-2751（直通）【担当】磯部・渡邊・此崎・小林・蜂谷

江戸川区公式ホームページではJR小岩駅周辺地区のまちづくり情報を掲載しています。

公式ホームページ <https://www.city.edogawa.tokyo.jp/toshikeikaku/chiki/koiwaekishuhen/>

